若松区第３８区青葉台自治会ホームページ運営規程

（総則）

第１条　本規程は、「若松区第３８区青葉台自治会ホームページ（以下、ホームページという。）」運用の取り決めについて定める。ホームページの企画・制作・開示にあたっては、これらを適切に遵守しなければならない。

（目的）

第２条　ホームページは、青葉台地区のコミュニティを充実、発展させていくため、次の趣旨で自治会関連の情報を開示することを目的とする。

（１）情報発信の手段が増やす。

（２）情報を保存する。

（３）知りたい情報がすぐにわかる。

（４）タイムリーな情報を届ける。

（管理運営）

第３条　ホームページの管理運営は自治会長の任命による運営責任者が行うものとする。

２．運営責任者はホームページの目的を理解し、多くの会員が有効利用できるための管理運営を行わなければならない。

３．運営責任者は、パスワード等、ホームページの管理を妨害する恐れのある情報を、第三者に漏らしてはならない。

４．自治会活動の報告で、記事や写真等の提供は自治会会員が協力して対応する。

５．個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、顔写真等）を掲載する場合、別途定める「若松区第３８区青葉台自治会個人情報取扱規程」を遵守するとともに、本人の同意を得るものとする。但し、自治会関連行事のスナップ写真（動画を含む）等はこの限りではない。

６．本ホームページは個人的な利用や特定企業や団体の宣伝に利用してはならない。

７．本ホームページを閲覧したことにより発生した一切の損害及び、第三者に与えた一切の損害については、自治会はいかなる責任を負わないものとする。

（制作者の決定）

第４条　ホームページの制作者は、原則として規約第６条に定める会員から公募等により決定する。

２．運営担当は応募のあった会員の中から最適な会員を選定し、規約第３０条に定める三役会の承認を得て制作に関する契約を締結する。

３．ホームページ制作者が契約期間の満了、または諸事情により制作が困難になった場合は、速やかに公募により制作者を決定する。

（情報掲載）

第５条　運営責任者はホームページの更新にあたり、規約第２５条で定める役員会で報告された情報の内、規約第３０条で定める三役会で掲載要と判断した情報については、速やかにホームページ製作者にメール等で掲載を依頼する。情報はその時に添付ファイルとして提出する。

２．自治会役員または一般会員がホームページに情報を掲載したい場合は、運営責任者に掲載を依頼する。運営担当は依頼内容を吟味の上、妥当と認めたときは、自治会長の承認を経てホームペ

ージ制作者に掲載を依頼する。

（掲載情報の修正、削除）
第６条　ホームページ上に掲載されている情報について、関係者からの修正または削除の要求が出された場合、運営責任者は、要求の部分を修正、削除できるものとする。

（運営費の決定）
第７条　運営責任者は毎年１２月末までに次年度の運営費をホームページ制作者と打合せの上決定しなければならない。なお、決定した金額は規約第３０条に定める三役会で承認後、次年度予算に計上するものとする。

（規程の変更）
第８条　規程の変更は、規約第２０条及び第２３条に定める条件にて開催した規約第１４条に定める総会において、出席した会員の過半数の議決を得なければならない。

【付則】
平成２７年　４月　　制定
平成３０年　４月　　一部改正（第４条・第５条・第７条　規約に基づく用語の使用）
平成３１年　４月　　一部改正（第８条　規程の変更を追記）